

大阪府犯罪被害者等支援条例について

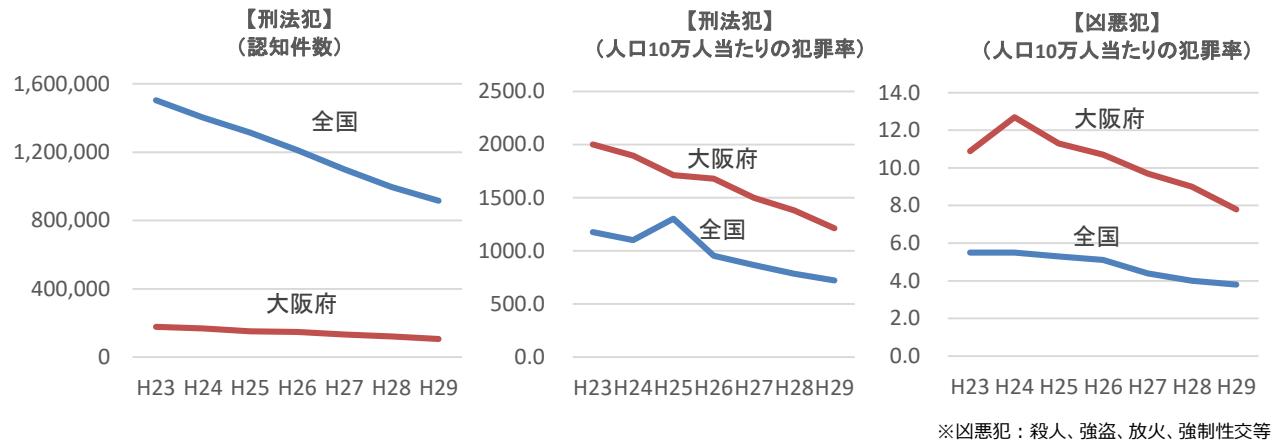
1. 条例制定の背景と検討経過

(犯罪被害者等を取り巻く現状)

- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が平成16年12月に制定
- 「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」を平成18年12月に策定（平成30年5月改定）
- 長期的かつ総合的に講ずべき国の施策大綱「第3次犯罪被害者等基本計画」が平成28年4月閣議決定
- 府内の犯罪発生件数は全国の中でも高い傾向にある
(下グラフ参照：刑法犯認知件数の推移（全国・大阪府）警察庁調べ）

【平成29年の特徴】

- ・大阪府の刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、年間約11万件が発生（全国：約92万件）
- ・人口10万人当たりの刑法犯・凶悪犯の犯罪率は、ともに全国平均を上回り、大阪府が最多



(他都道府県における条例制定の進捗)

- 平成30年4月現在、14道県において犯罪被害者支援に特化した条例を制定

(条例制定を求める請願)

- 犯罪被害者等の支援に関する条例の制定を求める請願が、平成30年5月定例会に提出され、全会一致で採択

条例化

- ▼ 被害者支援の理念や基本方向、各主体の責務をより明確にし、府民理解を増進
- ▼ 関係機関と一体となって総合的な支援を実施する体制を構築（被害者支援調整会議）

(懇話会の開催)

- ・ 名称 「大阪府犯罪被害者等支援条例懇話会」
- ・ 構成委員 犯罪被害者団体・民間支援団体の代表、学識経験者など7名
- ・ 開催時期 平成30年7月～9月 計3回開催

【委員からの主な意見】

- 犯罪被害者への府民理解の増進に努めること
- 経済的負担の軽減など被害者支援の充実に努めること
- 府民に身近な市町村を府がしっかりサポートしていくこと
- 必要とする支助が受けられる総合的な支援体制を構築すること など

2. 条例のポイント

- 各主体の責務の明確化 《第4条～第7条》
- 府が講じる基本的な施策の明示 《第9条～第18条》
- 関係機関等の連携・協力による“ワンストップ支援体制”の構築 《第19条～第21条》
- 支援のPDCAサイクル 《第8条》

3. 条例の概要

第1章 総則

○ 目的、定義、基本理念を規定（第1条～第3条）

- 目的：犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与
- 基本理念：犯罪被害者等支援は、①犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重され、②被害者等が置かれている状況・事情に応じて適切に、③必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、④関係者相互の連携及び協力の下で推進することを規定

○ 各主体の責務を規定（第4条～第7条）

- 府の責務について規定(国、市町村、民間支援団体との適切な役割分担を踏まえた施策の総合的な策定・実施、市町村に対する支援)
- 府民、事業者、民間支援団体の責務について規定（犯罪被害者等への理解と府の施策への協力）

○ 支援に関する指針について規定（第8条）

- 犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための指針の策定、見直しについて規定
- 指針に基づいて実施する施策の実施状況の公表について規定

第2章 基本的な施策

○ 府が講じる基本的な施策を規定（第9条～第18条）

- 相談及び情報の提供等
- 経済的負担の軽減
- 心身に受けた影響からの回復
- 府民の理解の増進
- 安全の確保
- 民間支援団体に対する支援
- 居住の安定
- 人材の養成
- 雇用の安定
- 調査及び情報の収集

第3章 推進の体制等

○ 犯罪被害者等支援を推進するための体制等について規定（第19条～第21条）

- 早期援助団体及び関係市町村とともに、総合的な犯罪被害者等支援を一体となって実施するため、被害者支援調整会議を設置
- 個人情報収集及び適切な管理
- 財政上の措置

附則

○ 施行期日、取組指針の経過措置について規定

- 平成31年4月1日施行
- 現に定められている大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針の経過措置